			m-,
	都道府県・ 政令指定都市名	さいたま市	
1 J	男女共同参画・女性問題に関	関する事務を総括的に所管する組織	
	局 部 課(室)名	市民・スポーツ文化局 市民生活部	部 男女共同参画課
	担 当 職 員 数	7 人	(専任 7 人、兼任 人)
2	国の「男女共同参画推進本部	那」に相当する本庁の連絡会議(推 え	進体制)
	名 称	さいたま市男女共同参画推進本部	В
	設 置 年 月 日 · 根 拠	15 年 6 月 16	日 根拠: さいたま市男女共同参画推進本部設置要綱
	長の役職	市長	

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会	議	の	名	称	さい	いたま市	男女爿	共同参	画推	進協議	会				
設	置	年	月	日	平成	15	年	4	月	1	日				
構		成		員				23		人	(女性	14	人 、男性	9	人)

4 男女共同参画に関する計画

計画期間								平成	戊 21	年	4	月 ~	26	年	3	月
名 称	第2	次さいた	ま市	男女舞	共同多	参画のまち	づくり	プラン								
改定・見直しの予定時期	平成	26	年	4	月	日		←	- 未定の場	場合は	Oをつけ	けてください	١,			

5 男女共同参画に関する条例

6

カメ共向参画に関する宋例															
有の場合	名			称		さい	たま市	i 男女	共同	参画(のまち	づくり条	例		
	公	7	तें	日	平	成	15	年	3	月	14	日			
	施	í	Ī	日	平	成	15	年	4	月	1	日			
	改	Ī	E	日	平	成		年		月		日			
	改	正	内	容											
	5	女正が予	定され	ている場	合、	改Ⅰ	E予定	寺期:		平成	;	年		月	
無の場合		制定等に	:ついて村	食討中(あ	hば	、具(体的に)								
※ どちらかに○を つけてください。		特に検討	討してい	ない											

目	<u>員へのす</u> 標	で性の登	用	■ 51				1 77	o /-		1 . 1	TT - 120	04-	045	- I	-	1 0 lik	TF C C (TO 00.	'
_	煙			μ,	頂时	点コー	\ 1	平成2	3年4	1月1日	2	平成2	3年5	月1日	3	7	: の他:	平成23	+3月3	IН
+	IN	値		25	年月	度まで	40	%	ĺ		年度	まで			%			年度まで	3	%
根		拠		「第2次	さいた	ま市男	女共同	参画の	まち	づくりこ	プラン	」平成	21年	3月	策					
象となる	審議会等	の範囲		法令、统	そ例 お	よび要	綱等に	より設設	置され	こている	審議	会等								
目標の対	象である	審議会等		調査時	点コー	ード	3	審議	会等	数 (22	2)	7.	うち女	性委	員を含	含む審議	会等数	(209)
こおける	登用状況			3	正総委	員等数	! (4,057)	延女	生委員	員等数	(1,551	1)	女'	性比率	(38.2	2)	_
うち法律	津または政令	ことがく		調査時	点コー	-ド	3	審議	会等	数 (24)	7.	うち女	性委	員を含	含む審議	会等数	(20)
審議会	等における	登用状況		3	正総委	員等数	. (733)	延女	生委員	員等数	(211)	女'	性比率	(28.8	3)	_
				調査時	点コー	ード	3	審議	会等	数 (16)	7.	うち女	性委	員を含	含む審議	会等数	(16)
		針 硪 云 守		3	正総委	員等数	! (733)	延女	生委員	員等数	(211)	女'	性比率	(28.8	3)	
自治法	(第180条 <i>0</i>	05)に基		調査時	点コー	-ド	3	委員	会等	≨数 (6)	7.	うち女	性委	員を含	含む審議	会等数	(4)
委員会等	手における	登用状況		3	正総委	員等数	. (104)	延女	生委員	員等数	(21)	女'	性比率	(20.2	2)	
目標値以	以外の目標	票設定		女性が	いなし	\審議会	0件													
人材	名簿作成	の有無		有()	(公	Ę		非么	表	0) •	無			作原	战予定有	a		
人材	名簿が有	る場合	1	掲載人	数		278	,	人	(1	" 成	2	23	年	3	月羽	見在)			
			人杉	育成事	業の	実施の	有無				有			• 	Ħ.	0				
7	•	<i>1</i> Lh	委	員の	公	募					有	0		• 無	Ħ					
て	U)	먠	その	他(委員	員の選信	EICあ†	とり、事	前協	議を実	施)
	目標の対象 ではなる 治会 にはなる 治会 にはなる 治会 にはなる 治会 には 材	目標の対象である名 における登用状況 うち法律または政令 審議会等における。 アは政令により地方 かなければならない。 する登用状況(*) 自治法(第180条の 委員会等における。 目標値以外の目様 人材名簿が有	うち法律または政令に基づく 審議会等における登用状況 又は政令により地方公共団体 かなければならない審議会等 する登用状況(*) 自治法(第180条の5)に基 長員会等における登用状況 目標値以外の目標設定 人材名簿作成の有無 人材名簿が有る場合	限となる審議会等の範囲 目標の対象である審議会等こおける登用状況 うち法律または政令に基づく 審議会等における登用状況 又は政令により地方公共団体かなければならない審議会等ける登用状況(*) 自治法(第180条の5)に基委員会等における登用状況 目標値以外の目標設定 人材名簿作成の有無 人材名簿が有る場合	課となる審議会等の範囲 法令、3 調査時における登用状況 調査時における登用状況 調査時では政令により地方公共団体がなければならない審議会等する登用状況 調査時における登用状況 調査時まる登用状況(*) 調査時長員会等における登用状況 現は政外の目標設定 女性が 人材名簿が有る場合 掲載人数 人材育成事 の	議令、条例表	またなる審議会等の範囲 法令、条例および要 調査時点コード 延総委員等数 は関係しいない審議会等 大る登用状況 延総委員等数 対象における登用状況 延総委員等数 女性がいない審議会 女性がいない審議会 人材名簿が有る場合 有 〇 (公司人材名簿が有る場合 人材育成事業の実施の 委員の公募	法令、条例および要綱等に 法令、条例および要綱等に 法令、条例および要綱等に 3	法令、条例および要綱等により設置 法令、条例および要綱等により設置 議の対象である審議会等における登用状況 延総委員等数 (4,057 調査時点コード 3 審議会等における登用状況 延総委員等数 (733 調査時点コード 3 審議会等ける登用状況(*) 運総委員等数 (733 調査時点コード 3 審議会費ける登用状況(*) 運総委員等数 (733 調査時点コード 3 審議委員会等における登用状況 延総委員等数 (733 104	法令、条例および要綱等により設置される 法令、条例および要綱等により設置される 議会等における登用状況 延総委員等数 (4,057) 調査時点コード 3 審議会等における登用状況 延総委員等数 (733) 又は政令により地方公共団体がなければならない審議会等ける登用状況(*) 運総委員等数 (733) 調査時点コード 3 審議会等における登用状況 延総委員等数 (733) 調査時点コード 3 審議会等は登員会等における登用状況 延総委員等数 (733) 104 1 1 1 1 1 1 1 1 1	法令、条例および要綱等により設置されている 法令、条例および要綱等により設置されている 審議会等数 (法令、条例および要綱等により設置されている審議会等数である審議会等数である審議会等ではいる登用状況 延総委員等数 (4.057) 延女性委員の 24 25 25 25 25 26 26 26 26	法令、条例および要綱等により設置されている審議会等 調査時点コード 3	法令、条例および要綱等により設置されている審議会等 1票の対象である審議会等 1票の対象である事業会等 1票の対象である事業会等 1票の対象である事業会等 1票の対象である事業会等 1票の対象である事業会等 1票の対象である事業会等 1票の対象である事業会等 1票の対象である事業会等 1。1年の対象である事業会等 1。1年の対象である事業会等 1。1年の対象である事業会等 1。1年の対象である事業会等 1。1年の対象である事業会等 1。1年の対象である事業会の 1。1年の対象である事業会の 1。1年の対象である事業会等 1。1年の対象である事業会等 1。1年の対象である事業会の 1。1年の対象を表示する事業会の 1。1年の対象を表示する事業会の 1。1年の対象を表示する事業会の 1。1年の対象を表示する事業会の 1。1年の対象を表示する事業会の 1。1年の対象を表示する。	法令、条例および要綱等により設置されている審議会等 14の対象である審議会等 13を計ら登用状況 222	法令、条例および要綱等により設置されている審議会等 調査時点コード 3 審議会等数 (222) うち女性委 元おける登用状況 延総委員等数 (4,057) 延女性委員等数 (1,551) 元がはまたは政令に基づく 審議会等における登用状況 延総委員等数 (733) 延女性委員等数 (211) 元がはければならない審議会等 元がはずればならない審議会等 元がはがなければならない審議会等 元がはずればならない審議会等 元がはずればならない審議会等 元がはずればならない審議会等 元がはずればならない審議会の 元がはずればならない審議会の 元がなければならない審議会の 元がはずればならない審議会の 元がなければならない審議会の 元がはずればならない審議会の 元がなければならない審議会の 元がはずればないないを表します。 元がなければならない審議会の 元がなければならない審議会の 元がなければならない審議会の 元がなける登用状況 元がなける登用状況 元がないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	法令、条例および要綱等により設置されている審議会等	法令、条例および要綱等により設置されている審議会等 3	法令、条例および要綱等により設置されている審議会等 調査時点コード 3 審議会等数 (222) うち女性委員を含む審議会等数 (24057) 延女性委員等数 (1,551) 女性比率 (38.2 を 38.2 を 38.3 を	法令、条例および要綱等により設置されている審議会等 209 35女性委員を含む審議会等数(209 209 205

(*) 平成23年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの (参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

7 女性公務員の採用・登用状況 ※該当する時点の番号に〇をつけてください。

1) 管埋職の	在職状況	調査時点コー	ト 1 平成23年	4月1日 2 平成2	3年5月1日 3	その他: 平成	年 月 日
		管理職総数			女	性管理職の内訴	?
		自生职心奴	うち女性管理職数	女性比率	部局長クラス	次長クラス	課長クラス
		(人)	(人)	(%)	(人)	(人)	(人)
		(A)	(B) = (C+D+E)	(B/A)	(C)	(D)	(E)
本庁	計	317	14	4.4	1	1	12
本门	うち一般行政職	245	10	4.1	1	0	9
支庁・地方	計	577	130	22.5	7	8	115
事務所	うち一般行政職	320	29	9.1	3	3	23
全体	計	894	144	16.1	8	9	127
土体	うち一般行政職	565	39	6.9	4	3	32
再掲	警察本部						
丹抱	教育委員会	76	12	15.8	1	0	11

(2)女性公務員の採用状況

平成22年4	月1	日~23	年3月	31	日
--------	----	------	-----	----	---

<u> </u>	4 321 PC V2 JA / 13 'D2 / DC		1 12	LL 1/1 H
		総数(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
	上 級	165	47	28.5
	うち 警察本部			
	中 級	61	55	90.2
	うち 警察本部			
	初 級	3	1	33.3
	うち 警察本部			
	全 体	229	103	45.0
	うち 警察本部	0	0	

(3)女性採用・登用のための措置 ※実施しているものに〇をつけてください。

- 1. 女性の採用目標の設定 具体的目標(
- 2. 女性の管理職登用目標の設定 具体的目標(
- 3. 女性職員の採用・登用に関する計画の策定
- 4. 上記3の計画の策定、実施に実質的に関与する「女性職員の採用・登用拡大担当者」の設置
- 5. 女性職員の採用・登用の状況や上記3の計画の進捗状況等に関する庁内の意見交換等の場の設置
- 6. その他 (内容:

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	さいが	たます	5男女	共同	参画推	進セン	ノター	•				愛称	·通称	パートナ	ーシップ	さいた	:ŧ		
設置年月日	平原	t	16 左	F	5	月	1	日				施設	形態		単独加	拖設	0	複合施	設
	郵值	更番号	号: <mark>3</mark>	30	-0854	1		住	所:	埼玉県さ	いたま市	大宮区科	以木町1-	10-18	シーノ大宮	官センタ	ープラ	ザ3階	
所在地等	電記	番号	号: <mark>C</mark>	48	-642-	-810	07				F.	AX番号	04	8-643	-5801				
	ホー.	ムペー	−ジ: <u>h</u>	ttp:/	//www.c	ity.sa	itama	a.jp/wv	ww/co	ontents.	/116314	<u>4158625</u>	58/inde	x.html					
	1. 抗	色設管	う理 (D 直	直営(担当	当部局	名:	市	「民・ス	スポーツ	'文化局	市民生	活部男	女共同参	画課				:
				扑	旨定管理	者(名	3称:)
				7	その他()
管理·運営主体	2. 🖣	非業選	運営 (o i	直営(担当	当部后	3名:	市	5民・2	スポーツ	'文化局	市民生	活部男	女共同参	画課)
※1~2について、該 当するものにOをつ				扑	旨定管理	者(名	3称:)
け、記入してください。				7	その他()
職員数	常勤		5		人、	非常			0	人	,	算額	平成	戊23年度		33,7	18	千	円
	_			_	ものにく							_							
主な事業	0	1.			色(主な事							寅会の開)
	0	2.			な事項:									記念事業	等)
男女共同参画・	0	3.	相談	事業	美(主な事	項:	女'	性の悩	め相	談、法律	聿相談、	心の健	康相談)
女性に関する	0	4.	情報	収集	₹•提供(:	主な	▶項:	図書	· 行政	資料·比	デオ等	の収集	、貸出)
[ŧo]		5.	苦情	処理	₹(主な事	項:)
	0	6.	交流	促進	纟(主な事	∮項:	フュ	こスタ(女·男	フェスク	さいた	ま)の開	催)
	0	7.	企業	NP	O法人と	の連	携·働	きかけ	ナ(主な	事項:	事業所	iへの出	前講座)
		8.	国際	交流	•海外派;	遣事業	(主な	ょ事項:)
	0	9.	調査	研学	昭(主な事	項:	男:	女共同	参画	に関す	る事例の	の研究)
	0	10.	その	他(:	主な事項	Į:	市	民企画	講座	実施団	体への	補助)

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称					基金•基	本財産額	千円
設置年月日	平成	年	月	日	出資者		

10 民間団体(女性団体等)との連携

(1)	地方公共団体と民間団体(女性団体等)との連携	※該当するものに○をつけてください
(1)	地力 4大山仲C氏町山仲(メほ山仲寺/Cの足法	- 不該当りるものにして コリ しいにい。

- 1. 民間団体の組織化((2)へ)
 - 2. 地方公共団体と民間団体との意見交換会の開催
- 3. 地方公共団体からの民間団体への各種情報提供
- 4. 地方公共団体から民間団体への助成金の交付
 - 5. 地方公共団体から民間団体への事業委託
- 6. 地方公共団体と民間団体との共催事業の開催
 - 7. その他 / 主な事項:

→(2)民間団体(女性団体等)のネットワーク

各種女性団体連絡協	0	有 名称等:	さいたま市男女共同参画推進団体連絡協議会	加盟団体数	33団体
議会等の有無		無	さいたま 印力 女共同 参回 推進 凹 体 建裕 励 議 云	会 員 数	11,780人
地方公共団体からの 助成・委託事業実施の	0	有			
有無		無			
		1. 定例会議(情	報交換会等)の開催		
活動内容		2. 機関誌の発行	Ť		
※実施しているものに		3. 広報啓発パン	レフレット作成		
≪美施しているものに ○をつけてください。	0	4. その他 (内容:男女共同参画意識啓発事業(フェスタの開催等)	、研修会の実施)

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものに〇をつけてください。

- 1. 担当者連絡会議の開催
- 2. 市町村職員研修会の開催
- 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催
- 4. 関係情報の収集提供
- 5. 審議会等女性登用の働きかけ
- 6. 補助金等の交付 A 称 : 交付先 :
- 7. その他 / 内容:

7. ての他(内谷:

12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに〇をつけてください。

(1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
 - 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
- 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣

(2)女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
- 2. 研修受講職員の男女比を配慮
- 3. その他 / 内容:

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事項	22年度予算 (千円)	23年度予算 (千円)	備考						
関係予算総額(施設整備費を除く)	48,426	55,418							
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.0113 %	0.0125 %							
男女共同参画・女性のための施設整備費									

14 仕事と生活の調和に関する取組 ※該当するものに○をつけてください。

(1) 表彰関係	仕事と生活の調和に 関する表彰制度の有 無		有無	表彰 <i>0.</i> 実施頻)対象: [度 :		企業・組織 毎年	数4	個年に1回(!]人 定期的)		両方 その他
(2) 公契約の評 価項目への採用	仕事と生活の調和に 関する取組を公契約		L-	ている	対象と	なる入れ	礼事業:		すべて		一部	
状況	の評価項目に採用し ているか	0	して	こいない								

15 平成23年度実施予定事業

	実施予定事業の内容 ※欄が足りない場合には適宜増やして記入してください。								
	名 称	事業内容 等	参加予定者数	時 期					
	委員会·懇話会								
•	さいたま市男女共同参画推進協議会	男女共同参画の推進に関する施策等についての協議		5月、7月、10月、1月					
2.	広報啓発								
•	男女共同参画社会情報誌の発行	全戸配布		10月、3月					
•	センター広報誌「鐘の音」の発行			7月、11月、3月					
	年次報告書の作成			12月					
3.	講座								
•	男女共同参画の啓発・実践のための講座	女性カレッジ、男性カレッジ、トレンド社会学 等	24人ほか	通年					
	ワーク・ライフ・バランス推進のための講座	ワーク・ライフ・バランス 先進取組事例	24人	1月~2月					
٠	女性のチャレンジ支援のための講座	働きたいあなたのための再就職準備セミナー 等	72人	7月					
٠	女性に対するあらゆる暴力根絶のための講座	DV防止セミナー、デートDV防止出前講座	未定	11月ほか					
4.	相談事業								
•	女性の悩み相談			毎日実施					
	法律相談			毎月定期的に実施					
	心の健康相談			毎月定期的に実施					
5.	情報収集•提供								
-	啓発図書・ビデオ等の収集、貸出			随時実施					
	行政資料の収集・提供(閲覧)			随時実施					
6.	苦情処理								
•	男女共同参画施策に関する苦情の申し出	さいたま市男女共同参画苦情処理委員による処理		随時受付					
7.	交流促進								
	女・男フェスタさいたまの開催	団体による展示・ワークショップ・ステージ発表、講演会、映画上映会		1月					
8.	企業・NPO法人との連携・働きかけ								
•	事業所への出前講座	事業所へ出向き、さいたま市男女共同参画推進センター		未定					
		のPRや男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの啓発を 行う。							
9.	国際交流・海外派遣事業	11.70							
-									
10.	調査研究								
•	調査·研究事業	「男性のための悩み相談」について		7月~9月					
	男女共同参画市民意識調査			未定					
11.	その他								
•	男女共同参画職員研修	職員を対象とした男女共同参画に関する研修	400人	7月					
٠	男女共同参画推進市民企画講座実施団体への補助	2団体に9万円を限度に補助し、団体に講座を企画・運営する機会を提供する。		10月~1月					

政令指定都市名 さいたま市

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点にOをつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)								
平成23年4月1日現在平成23年5月1日現在その他: 平成23年3月31日現在O								

1 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

*調査実施時に設置義務のある審議会等のうち、平成23年3月に内閣府で把握したものを下記に掲載しております。

新たに追加がございましたら、下記の表に追記を、変更・廃止があった場合はその旨を記入していただきますようお願いいたします。

*	키/_	こ追加かこさいましたら、下記の表に追記を、変更・	完エルのフに場立は	ての自を記入してい	ににさまりよりの限	いいたします。
		審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行って いないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
	1	市町村防災会議	81	4	4.9	
	2	民生委員推薦会	14	5	35.7	
	3	国民健康保険運営協議会	26	9	34.6	
	4	地方社会福祉審議会	49	16	32.7	
	5	土地利用審査会	7	3	42.9	
	6	地方障害者施策推進協議会	20	9	45.0	
×	7	公害健康被害認定審査会				
×	8	損害評価会				
×	9	地方港湾審議会				
	10	土地区画整理審議会	104	6	5.8	
	11	建築審査会	7	2	28.6	
	12	開発審査会	7	3	42.9	
	13	介護認定審査会	294	114	38.8	
	14	精神医療審査会	14	3	21.4	
	15	市町村国民保護協議会	35	2	5.7	
×	16	地方独立行政法人評価委員会				
	17	感染症診査協議会	5	1	20.0	
	18	市町村都市計画審議会	23	7	30.4	
	19	市街地再開発審査会	7	4	57.1	
	20	障害程度区分認定審査会	40	23	57.5	
		合 計	733	211	28.8	

2 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	6	1	16.7	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	農業委員会	38	0	0.0	
6	固定資産評価審査委員会	9	2	22.2	
	<u> </u>	64	5	7.8	

3 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況

審議会等数	うち 女性委員を含む	延総委員等数	延女性委員等数	女性委員割合
	審議会等数	(人)	(人)	(%)
66	59	1,251	407	32.5